

件名	精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	障害者自立支援法附則第46条による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（平成17年11月7日公布、平成18年10月1日施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>精神科病院に入院中の任意入院者（本人の意思で入院した者）の適正な処遇を確保するため、入院者の処遇等に関し改善命令を受ける等一定の要件に該当する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状等について、定期的に報告を義務付けようとするもの</p> <p>1 報告の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の管理者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく改善命令等を受けた日から5年を経過しない者 5年を経過してもなお改善されない者 <p>2 報告事項</p> <p>(1) 対象となる任意入院者及び報告時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院後1年以上経過している者・・・入院時から12か月ごと 開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者・・・入院時から6か月経過時 <p>(2) 報告すべき項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の名称及び所在地 任意入院者の住所氏名、生年月日、入院年月日及び前回の報告年月日 任意入院者の症状、生活歴及び現病歴並びに今後の治療方針 診察年月日及び診察した精神保健指定医の氏名 病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要 過去12月間の外泊の状況 その他知事が必要と認める事項 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>任意入院者に対する定期病状報告制度の導入（法第38条の2第3項）</p> <p>都道府県知事は、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院者の適正な処遇を確保するため、<u>条例に基づき</u>、一定の要件に該当する精神科病院の管理者に対し、一定の要件に該当する任意入院者について、当該患者の病状等に関する報告を求めることができ、さらに、当該患者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる。</p> <p>精神科病院の任意入院者は、原則として開放的な環境で処遇を受けるという原則</p>	